

令和 7 年定例会

政策企画雇用経済観光常任委員会
所管事項説明資料

◎ 議案補充説明

議案第 183 号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について . . . 1

◎ 所管事項説明

- 1 大阪・関西万博を契機とした取組について . . . 9
- 2 インバウンド誘客に向けた計画策定について . . . 11
- 3 各種審議会等の審議状況の報告について . . . 13

(参考)

別冊 本県のインバウンドの現状と課題

(第 1 回みえインバウンド誘客計画検討有識者会議資料)

令和 7 年 12 月 10 日

観 光 部

(議案補充説明)

議案第 183 号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

1 議案

議案第 183 号「三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

観光部が所管している公の施設「三重県営サンアリーナ」について、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営サンアリーナ条例（平成 6 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県営サンアリーナ
- (2) 設置場所 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4

4 指定管理候補者の名称等

所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 9 月 3 日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 神崎 公宏 (三重高等学校 校長)
委員長代理 滝澤 多佳子 (東海税理士会三重県支部連合会推薦税理士)
委員 栗須 百合香 (三重工熱株式会社 代表取締役社長)
〃 村林 敏也 (三重弁護士会推薦弁護士)
〃 黒宮 健一 (公募)

イ 審査の経過

令和7年 7月10日 第1回選定委員会 (審査基準等の決定)
令和7年 10月 8日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)
令和7年 10月29日 第3回選定委員会 (最終審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果 (評価点数 2,300 点満点)

株式会社スコルチャ三重 (評価点 1,689 点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- 平成 18 年度から 4 期にわたり本施設を管理してきた実績を有し、施設の特性や業務内容を十分に理解していることに加え、施設の不利な点を認識し、改善を検討していること。
- 利用者や施設周辺の状況の把握、地域の関連事業者との連携や学校への働きかけなど、地域の会社ならではの連携のとれた提案であること。
- 地震に対する備えも要求水準を超える提案であり、また、シニアを対象とした教室の開催や学校行事等の受け入れなどアリーナの利用率向上に向けた新しい工夫があること。

などを評価しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

他団体・地域と連携したイベント誘致並びに多彩な自主事業の実施による新たな利用者層の拡大や、利用者のニーズを踏まえた管理運営、多彩な広報手段の活用、さらに、使いやすい料金体系により、県民の健康増進と集客交流の拠点に相応しいサービスを持続的に提供することが期待できます。

(2) 適正な施設整備・維持管理

築30年以上が経過し老朽化が進む中、4期20年に及ぶ管理実績を踏まえ、施設維持管理基本仕様書を遵守し、各種点検の徹底と迅速な修復を行うとともに、指定管理者自らも積極的に修繕費を投入し、施設の利便性向上を図ることで、適正な整備水準の維持に努めることが期待できます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和7年12月	指定管理者の指定
令和8年3月	協定書の締結
令和8年4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること	サンアリーナの機能、特性を最大限発揮し、常に利用者の立場に立った管理を行い、利便性の向上を図るとともに、利用者の意見や要望を反映し、県民サービスの質の向上に努めること。	250点	・時間単位料金制や各種割引、減免措置等、小規模でも利用しやすい料金体系を導入。 ・空調や照明使用の効率化、LED化推進等、環境負荷低減への取組。 ・おもいやり駐車場の設置、車いすの整備、障がい者優先席の提供、わかりやすい案内表示など、社会的弱者への配慮を行う。 ・企業理念、コンプライアンス方針、社員行動指針を踏まえた活動。	200点
1 管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか	施設の設置目的、基本方針に則した管理を行い、住民の平等利用が確保され、施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の縮減に努めること。			
2 施設の特性や業務内容を理解しているか	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組を行うこと。			
3 社会的弱者(老人、障がい者)への配慮等、利用者の公平・公正な利用について考慮しているか				
4 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境配慮(環境負荷に低減に関する取組)への対応は適切か				
②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。	災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制を整備し、危機管理マニュアルを作成すること。	550点	・日常の館内外巡視を徹底し、課題箇所の早期発見と迅速な処置に努める。 ・危機管理規定、危機管理マニュアル、緊急連絡体制の作成。 ・利用者避難誘導訓練、関係先通報訓練、消火訓練を年2回実施。 ・南海トラフ地震等の大規模災害に備え、サンアリーナ勤務者が一定期間活動できる防災備品(非常食、寝袋等)を備蓄 ・監視カメラの設置などによるセキュリティ強化。 ・利用者の安全確保のため、独自の対策手順書を制定し、利用者に対して熱中症に対する注意喚起を実施。 ・個人情報保護のため、行動指針の策定、職員向け研修、保管場所の限定等を実施。	409点
1 利用者の安全の確保、事故防止対策は具体的で効果的なものであるか	危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。			
2 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見や適切な措置の提案がなされているか	緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。			
3 維持管理は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置をするとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。			
4 施設等の維持管理が効率的で安定的に行われる取組が提案されているか	関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。			
5 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	利用者の安全の確保、事故防止対策を講じること。			
6 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者、来館者の安全を確保し、利用等の妨げにならないように配慮すること。			
7 個人情報保護を積極的に行うチェック体制や責任体制、職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか				

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	施設の利用促進を図るため、他の団体又は地域と連携し、各種のコンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開すること。	800点	・多彩な広報手段を活用して開催予定のイベントをPRするとともに、大型イベント誘致のためのプロモーション会社への提案営業や、地域の各種団体・学校への利用提案を実施する。 ・収支バランスを高めて継続性と品質性を確保したうえで、県民等に幅広く来館の機会を創出することができる自主事業を実施。 ・地域団体と連携して各種誘致活動や自主事業の共同開催に取り組むとともに、地域企業とも年間協賛や交流イベントの実施等によって連携する。 ・来館者の滞在環境改善のため、会議室へのLAN端子の設置や館内フリーWi-Fiの整備によりインターネット環境を提供。 ・予約方法、利用料金、後納申請など各種手続きについてホームページで公開。社内ネットワークを再整備し一連の業務を集中管理。キャッシュレス化の推進。 ・館内に意見箱を設置するとともに、利用者アンケートを実施することで利用者の声を把握する。 ・会議室平均稼働率、全館年間利用数について独自の成果目標を設定している。	551点
1 施設の稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか	スポーツ、文化、国際交流、集客交流等に関する自主事業を実施し、地域団体等と協働しながら地域の豊かなコミュニケーションづくりに寄与すること。			
2 各種コンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開する具体的な提案がなされているか	利用者、来館者から寄せられた意見、要望については、調査や分析のうえ管理の業務に反映させるとともに、苦情については速やかに対応すること。			
3 自主事業は具体的で独創性があり、集客交流につながる内容となっているか	利用者、来館者の満足度を調査するとともに、その結果を分析のうえ、満足度の向上に努めること。			
4 施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか	条例第13条の規定に基づき、利用の許可に関する業務を行うこと。			
5 飲食サービス、物販サービス等は、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか	利用の申込み等から利用に許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにすること。			
6 利用者の意見・要望・苦情の把握及び業務への反映などサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか	条例第17条の規定に基づき、利用料金の収受に関する業務を行うこと。			
7 他の団体との連携は具体的で効果的な提案がなされているか	利用料金の収受に関する規程を整備すること。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合に行う、後納、減免、返還等についても規程を整備すること。			
8 地域との協働の取組は具体的で効果的な提案がなされているか				
9 地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか				
10 サービスの向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか				
11 利用の申し込みから許可までの一連の手続きがシステム化され利用者にとって使いやすいものとなっているか				
12 利用者に対し、社会的弱者への配慮や環境負荷の低減を求める内容となっているか				
13 指定管理者自らが設定した成果目標は具体的で適切な内容となっているか				
14 県が設定した成果目標が達成できる具体的で適切な方法が提案されているか				

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること 1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか 3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方が提案されているか 4 県費負担額の軽減につながっているか	施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の削減に努めること。	300点	・人材育成やハイサービス維持のため正社員主体の運用をしつつ、総労働時間管理を徹底して人件費の適正化を推進する。 ・LED化の推進や、照明・空調のきめ細かい運転管理に努め、水光熱費の削減に取り組む。 ・今後の物価や人件費の上昇による影響を考慮した収支計画に基づき、収支バランスを維持していく。	233点
⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること 1 提案に沿った管理を実施するための人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか 2 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか 3 提案事業内容が実行できる業務内容に応じた人員配置、勤務体制となっているか 4 国内外のMICE誘致、開催等に対応できる人材育成方針、研修計画となっているか	常勤の総括責任者を配置し、効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制とすること。 効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制とすること。 サービスの向上を図るため、職員の研修を定期的に行うこと。 県施策の趣旨を理解し、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	400点	・過去の管理期間中に多数の契約社員を正社員に登用。育児休業や短時間勤務により働きやすい職場づくりに取り組む。 ・全日開館のためシフト型勤務とし、深夜勤務や繁忙期でも無理が生じないよう配慮。 ・安全確保のための各種訓練、救命講習、接遇研修など社員向けに各種研修を行うとともに、専門技能研修や資格取得も促進。	296点
総合審査結果		2,300点		1,689点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷4383番地の4 名 称 株式会社スコルチャ三重 代表者 代表取締役 濱田 典保
選定委員会の講評	・平成18年度から4期にわたり本施設を管理してきた実績を有し、施設の特性や業務内容を十分に理解していることに加え、施設の不利な点を認識し、改善を検討していること ・利用者や施設周辺の状況の把握、地域の関連事業者との連携や学校への働きかけなど、地域の会社ならではの連携のとれた提案であること ・地震に対する備えも要求水準を超える提案であり、また、シニアを対象とした教室の開催や学校行事等の受け入れなどアリーナの利用率向上に向けた新しい工夫があること 等が評価された。 一方、以下の点について指摘がなされた。 ・災害への備えや子どもの減少、教育・クラブ活動の在り方等の社会の大きな変化を踏まえ、施設の新しい利用方法等について積極的に検討すること ・大きな課題である学校等からの移動方法について、施設稼働率を高めるためにも引き続いて検討すること

1 大阪・関西万博を契機とした取組について

大阪・関西万博を契機として、三重の魅力を発信して認知度を高めるとともに、本県への誘客につなげる取組を実施しました。

(1) 万博会場・関西圏における魅力発信

<万博会場・関西国際空港における観光PR>

観光PRやアンケート調査、SNS（Instagram、Facebook）フォローキャンペーン、万博三重県ブースへの誘客（関西国際空港のみ）を実施（5月、7月、9月 計12日間）

- ・来場者数：計1,624名
- ・SNSフォローキャンペーン登録者数：計1,302名



(万博会場におけるPR)

・来場した外国人旅行者の声

- ⇒「説明を聞いて三重県に興味を持ったので行ってみる」
- ⇒「ゴールデンルート以外の目的地への移動は、レンタカーしか手段が無いと思っていたが、近鉄に乗車すれば三重の様々な所に行けることが分かった」

<日本忍者フェスティバル>

日本忍者協議会として、万博会場内のイベントステージで忍者及び会員地域のPR（8/5～14）

【三重県ステージ】

阿修羅の実演や手裏剣投げ体験、伊賀流忍者体験施設「万川集海」などをPR

- ・来場者数：約1,000人（8/8）



(阿修羅の実演)

<～三重のお祭り大集合～MIEフェスティバル in EXPOでの観光PR>

観光PRや温泉体験、アンケート調査、ノベルティ配付（伊勢茶等）を実施

- ・観光PRブース来場者数：約500名（9/22）

(2) 万博来場者の本県への誘客

<三重へおいない！キャンペーン>

万博三重県ブース来場の県外在住者を本県への来訪につなげるための観光キャンペーンを実施

- ・期間：R7.7/19～R8.2/28
- ・来訪者数：4,751名【R7.11/30現在】
 - 宿泊を伴う来訪者：約54.0%
 - 県内来訪エリア：伊勢志摩（40.9%）
北勢（23.8%）伊賀（22.8%）

・来訪者の声

- ⇒「三重県ブース内で見たものを実際に現地で体感したいと思い三重に来た」
- ⇒「関西方面に旅行したが、途中、三重県に寄ってから向かった」



(三重へおいない！キャンペーンチラシ)



(三重県ブースにおけるキャンペーン案内)

(3) 今後の方針

大阪・関西万博で高まった気運を生かしつつ、第63回神宮式年遷宮も見据え、首都圏等大都市圏や海外へのプロモーションを推進し、本県へのさらなる誘客に取り組みます。

2 インバウンド誘客に向けた計画策定について

県内観光産業の持続的な発展に向けて、インバウンド誘客を強力に展開するため、「みえインバウンド誘客計画（仮称）」の策定を進めており、新たに「みえインバウンド誘客計画検討有識者会議」を設置し、以下のとおり第1回有識者会議を開催しました。

（1）第1回みえインバウンド誘客計画検討有識者会議

- ①日時：令和7年10月30日（木）15時00分から16時50分まで
- ②場所：ホテルグリーンパーク津 木犀の間
- ③議題：日本全体のインバウンドの現状（観光庁より説明）
日本全体のインバウンド誘客に向けた取組状況（JNTOより説明）
本県のインバウンドの現状と課題（別冊のとおり）
意見交換

【参考】出席者（敬称略 五十音順）

石坂 督規	埼玉大学 教授
伊与田 美歴	JNTO 理事
迫間 優子	三重県観光連盟インバウンド委員会 副委員長 (三重県観光連盟インバウンド委員会 委員長代理)
須崎 充博	伊勢志摩観光コンベンション機構 専務理事
高木 俊道	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合 青年部長
本保 芳明	アジア太平洋観光交流センター 理事長
三重野 真代	武蔵野大学経営学部 特任教授
山田 桂一郎	JTIC.SWISS 代表(スイスツエルマツト観光局)

④有識者会議における主な意見

ア 基本的な考え方（めざす姿）に関すること

- ・インバウンド誘客に向けては数値目標も大切であるが、歴史や自然・食などの観光資源の特色を生かして、例えば三重に来ればゆつくりと過ごすことができるといったブランディングを進めることが重要

イ プロモーションに関すること

- ・関西国際空港からの誘客が重要である
- ・インバウンドに県境は関係ないため「三重県」を売る必要はなく、県内のそれぞれのコンテンツの認知度を高める必要がある

ウ 宿泊施設・交通などの受入体制（観光インフラ）に関すること

- ・インバウンドの受入に向けた宿泊施設の整備を行うことが国内旅行者の受入にも繋がる
- ・ホテルからの移動手段がないので、夜間は外出しにくいと感じられている

エ 推進体制に関すること

- ・DMO※¹やDMC※²の体制強化と観光に従事する職員の育成が必要
- ・地域としても国や県が有するデータを幅広く活用する必要がある

※1 DMO（デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション）

：観光地全体のブランド戦略やマーケティング、統計データの収集と活用、各ステークホルダーの調整役を果たす組織

※2 DMC（デスティネーション・マネジメント・カンパニー）

：主に観光商品や体験コンテンツを企画・造成・運営する民間事業者

(2) 今後のスケジュール

第2回有識者会議は、本年12月中に開催する方向で調整を進めています。

今後も、有識者会議における検討内容を、常任委員会に随時お示ししながら策定作業を進めます。

3 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年9月25日～令和7年11月24日)

(観光部)

1 審議会等の名称	第2回三重県営サンアリーナ指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月8日(水)
3 委員	【委員長】 神崎 公宏 【委員長代理】 滝澤 多佳子 他3名
4 諮問事項	三重県営サンアリーナ指定管理候補者選定にかかるヒアリング審査について
5 調査審議結果	指定管理申請者に対しヒアリング審査を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	第3回三重県営サンアリーナ指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年10月29日(水)
3 委員	【委員長】 神崎 公宏 【委員長代理】 滝澤 多佳子 他3名
4 諮問事項	三重県営サンアリーナ指定管理候補者選定にかかる最終審査について
5 調査審議結果	最終審査を行い、指定管理候補者の選定について答申された。
6 備考	